

令和3年度事業計画（案）

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人東御市スポーツ協会

I 事業実施の方針

東御市スポーツ協会の設立趣旨は、市民のスポーツ振興に努め、体力づくりの推進とスポーツ選手育成、競技力の向上を図り、健康で明かるい豊かな地域づくりを目指すこととあります。

その設立趣旨及び平成31年に策定された「東御市スポーツ推進計画」を踏まえ本会及び各加盟団体の自主的活動による教室、大会、イベント等の企画運営、指導者の育成と技術力競技力の向上を目指します。特に青少年及び障害のある皆さんのスポーツ振興を重点に活動を展開します。

また、コロナ禍においてスポーツ活動等が制限される中、各協会においても国及び上部団体より発出されるコロナ禍における活動指針等を遵守し、感染予防を徹底した活動をします。

なお、スポーツ施設の指定管理については、第3期3年目の指定管理業務を受託し、体育施設利用者にとって安全安心に利用いただける施設運営管理を目指します。

1 市民のスポーツ振興

①生涯スポーツの推進

生涯スポーツ社会実現に向け、市文化・スポーツ振興課と連携し、市民が生涯スポーツを通じて健康の増進と体力の向上を図ると共にホームページの充実と「スポーツとうみ」「FMとうみ」を通じスポーツ情報の提供を促進する。また、市からのスポーツ委託事業を実施しスポーツ人口の増大を図る。

②スポーツ教室等の開催

生涯スポーツ社会実現に向け、市民誰でもが参加できる実践の機会を多く提供するため、市文化・スポーツ振興課及び市教育委員会と連携し、青少年のスポーツ振興等を図ります。

③青少年・障がいのある皆さんのスポーツ振興

市文化・スポーツ振興課と連携し、青少年のスポーツ振興等を図ります。また、身体に障がいのある皆さんのスポーツ振興については、身体教育医学研究所、社会福祉団体と連携しスポーツ推進を図る。

④スポーツ指導者の育成

スポーツ指導者の資質向上を図るため、指導者講習会・研修会を実施する。

2 競技力向上事業の推進

①全国大会へ出場する団体・個人へ支援援助をする。

②県が主催する各種大会等に出場する選手の育成、競技力向上に努める。

③スポーツ少年団への支援

小中学校・育成母集団と緊密な連絡を図り、スポーツ少年団活動を強力に支援する。

3 専門委員会の活動の充実

組織の課題を洗い出し、組織の強化策を検討する。また、広報活動を充実させ、市民からスポーツ協会の活動を理解していただけるよう開かれたスポーツ協会づくりを推進する。

4 スポーツ施設環境整備事業

体育施設の調査研究を行い、市行政との連携を密にし、更なる充実を図る。また市からのスポーツ施設の指定管理運営委託事業については、市民の目線から見た「いつでも・どこでも・誰でも」が安心安全で使いやすい施設の管理運営を実践する。

II 事業実施計画

①体育施設等の指定管理に関する事業推進（81,001,000）

②市からスポーツ協会への委託事業の実施

1）各種スポーツ委託事業（9事業 2,048,860）

2）スポーツ教室委託事業（5,373,000）

③競技団体（単位協会）の育成・補助（1,740,000）

④全国大会へ出場する団体・個人への補助（250,000）

⑤スポーツ普及啓発事業（400,000）

⑥賛助会員企業及び、各種団体の要請に基づく指導者の派遣

⑦賛助会員との交流事業（290,000）

⑧スポーツ少年団への援助（1,000,000）

⑨先進地視察研修の実施（200,000）

⑩競技力向上事業の実施（200,000）

⑪専門委員会活動事業（100,000）

⑫雷電祭りへの参加（40,000）

⑬東信都市体育協会連絡協議会への参加

⑭その他目的達成の事業の実施